

パブリック コメント

「第5次東海村地域福祉計画(案)」 へのご意見をお寄せください

村では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるまちを目指し、東海村地域福祉計画を策定しています。このたび、令和8年度～12年度の5年間を計画期間とした「第5次東海村地域福祉計画(案)」をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

【問い合わせ】地域福祉課地域福祉・地域医療推進担当(☎282-1711 内線1132)



▲村公式HP

公表期間▼1月29日(木)から2月27日(金)まで

公表場所▼▽地域福祉課 ▽総合福祉センター「絆」
▽各コミュニティセンター ▽村公式ホームページ

その他▼▽必要事項は必ずご記入ください。▽内容について個別に確認する場合があります。
▽寄せられたご意見は計画策定の参考とします。
▽意見の概要は公表(匿名)を予定しています。

提出方法▼各公表場所備え付けの所定の様式に必要事項を記入の上、1月29日(木)から2月27日(金)の午後5時まで(必着)に、郵送、ファックス、メール、持参のいずれかで、地域福祉課地域福祉・地域医療推進担当(〒319-1192 東海三丁目7番1号 FAX282-8919 ☎fukushi@vill.tokai.ibaraki.jp)へ提出してください。※所定の様式は村公式ホームページからもダウンロードできます。

ござりますか？ 柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術には、健康保険などが適用される場合とされない場合があります。また、はり・きゅう・マッサージに保険の適用を受ける場合には、医師の同意が必要です。保険適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術を受ける前にきちんと確認して、正しく施術を受けましょう。

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1172)



柔道整復師にかかる場合

【保険が適用されます】

▽打撲、捻挫 ▽挫傷(肉離れなど)
▽骨折・脱臼の応急処置 ※緊急時以外や応急手当後の施術には医師の同意が必要です。

【保険が適用されません】※全額自己負担となります。

▽単なる肩凝りや筋肉疲労
▽脳疾患後遺症などの慢性病
▽神経痛(リウマチ、慢性関節炎など)
▽加齢による腰痛、五十肩の痛み
▽病気による凝りや痛み
▽スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

はり・きゅうを受ける場合

【保険が適用されます】※医師の同意書が必要です。

▽神経痛 ▽リウマチ
▽頸腕症候群 ▽五十肩 ▽腰痛症
▽頸椎捻挫後遺症

マッサージを受ける場合

【保険が適用されます】※医師の同意書が必要です。

▽筋まひ…筋肉がまひして自由に動けないような症状
▽関節拘縮…関節が硬くて動きが悪い症状

■保険適用外の施術には「はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券」をご利用ください

村では、70歳以上の方に、村で登録している施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券」を交付しています。この助成券は、保険適用外の施術の場合に限り利用可能です。※詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ】地域福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1136)